

7 消防活動関係

長野市消防団災害活動等に関する規程

長野市消防団非常時防災規程(昭和48年長野市消防団達第1号)及び長野市消防団員の災害出動要領(昭和48年長野市消防団達第2号)を廃止する。

目次

- 第1章 総則(第1条、第2条)
- 第2章 活動体制(第3条―第9条)
- 第3章 火災時等の活動基準(第10条―第14条)
- 第4章 水災時の活動基準(第15条―第18条)
- 第5章 震災時の活動基準(第19条―第23条)
- 第6章 武力攻撃災害等の活動基準(第24条―第30条)
- 第7章 警戒(第31条、第32条)
- 第8章 訓練及び演習等(第33条―第36条)
- 第9章 安全確保対策等(第37条、第38条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、長野市消防団(以下「団」という。)の火災、水災、震災、武力攻撃災害及びその他の災害(以下「災害等」という。)に対する活動基準並びに災害以外の活動基準等について定め、各種災害に迅速的確に対応することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害活動等 災害等の警戒及び被害の軽減並びに人命救助のために行う活動をいう。
- (2) 活動体制 災害活動等を効果的に行うため、団本部、方面隊及び分団(以下「団本部等」という。)の構成と、指揮命令系統等を明らかにした基本的な体制をいう。
- (3) 活動基準 災害等に対する活動の原則及び任務等をいう。
- (4) 分団区域 長野市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則(昭和47年長野市規則第13号。以下「規則」という。)第2条に規定する分団の管轄区域をいう。
- (5) 分団施設 分団詰所又は小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び消防ポンプ自動車(以下「小型ポンプ等」という。)を常時格納してある施設をいう。
- (6) 居住地等 消防団員(以下「団員」という。)が団活動に従事する区域内における居住地又は勤務地をいう。
- (7) 消防署隊 災害等に対応するため現場に出動した消防署所の消防隊等をいう。
- (8) 警防本部 大規模災害時に消防局内に設置する指揮本部をいう。
- (9) 署隊本部 大規模災害時に消防署に設置する指揮本部をいう。
- (10) 現場指揮本部 消防署隊が災害等の現場に設置する指揮本部をいう。
- (11) 水災時 長野市消防局水災警防規程(平成23年長野市消防局訓令第12号)に規定する水災

資料 7-1 長野市消防団災害活動等に関する規程

に対し、団が対処する必要がある災害いう。

(12) 震災時 長野市消防局震災警防規程(平成23年長野市消防局訓令第6号)に規定する震災
に対し、団が対処する必要がある災害をいう。

(13) 武力攻撃災害等 別に定める武力攻撃災害等に対し、団が対処する必要がある災害をいう。

(14) その他の災害 火災、水災、震災及び武力攻撃災害等の災害以外の災害をいう。

(15) 機能別消防隊

ア 地域消防力の向上を図るため、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、信州新町
支所又は中条支所に勤務する職員が、原則として勤務時間中に管轄区域内で災害等が発生
した場合に出動する消防隊をいう。

イ バイク隊又は特殊な車両等で編成又は指定された消防隊をいう。

第2章 活動体制

(団本部等の活動体制)

第3条 団本部等の活動体制の基本は、別図1のとおりとする。

2 災害発生時の対応は、別図2のとおりとする。

3 大規模災害時の連携体制は、別図3のとおりとする。

(消防団現場指揮本部の設置)

第4条 方面隊長、方面副隊長又は分団長(以下「方面隊長等」という。)は、消防署隊と連携し
て災害等に対応するため、消防署隊現場指揮本部と同一場所に消防団現場指揮本部を設置する
ものとする。

(分団の出動隊編成)

第5条 分団長は、災害種別ごとに必要な小型ポンプ等及び人員を指定しておくものとする。

(災害活動等の基本)

第6条 災害活動等は、署隊本部及び現場指揮本部と指揮系統の一元化を図り、消防団の保有す
る装備資機材を十分に活用し、消防署隊と連携して人命救助活動並びに被害の軽減を図ること
を基本とする。

(管轄区域図の作成)

第7条 分団長は、管轄区域内の分団施設、消火栓及び防火水槽等の消防水利並びに目標建物の
位置を明示した管轄区域図を作成しておくものとする。

(災害活動等)

第8条 分団長は、第3条の規定に基づき任務班を指定するとともに、災害等の種別ごとの活動
内容について、所属分団員を指定するものとする。

(緊急連絡網の確立)

第9条 方面隊長等は、火災、水災、震災又は武力攻撃災害等の発生時に、招集命令が発せられ

た場合、緊急に対応できるように団員相互の連絡網を確立しておくものとする。

第3章 火災時等の活動基準

(出動種別及び出動範囲)

第10条 火災等の出動種別は、第一出動、第二出動及び特命出動とし、出動範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第一出動 火災等を覚知し、規則別表に定める自己の分団区域内の火災等へ出動する場合及び隣接分団のうち災害点に最も近い分団が同時に出動する場合をいう。
- (2) 第二出動 火災等の発生状況により、消防団長(以下「団長」という。)、副団長又は方面隊長等が必要と判断した場合に、管轄分団区域と隣接する分団が出動する場合をいう。
- (3) 特命出動 団長が、火災等の状況により、方面隊、ブロック、分団又は機能別消防隊を指定して出動する場合をいう。

(出動要領)

第11条 方面隊長等及び団員は、火災等の発生を覚知した場合又は出動を命じられた場合の服装は、原則として防火衣の着装又は活動服とし、長靴、保安帽及び手袋を着用した災害活動に適した服装で出動するものとする。

(火災時の活動原則)

第12条 火災現場活動は、原則として次の各号に規定するとおり行うものとする。

- (1) 消防署隊の現場到着前は、上位の階級又は先任の団員(以下「上席者」という。)の指揮で、次の活動を行う。
 - ア 要救助者の有無の確認
 - イ 高齢者、乳幼児、病弱者等の有無、人命危険に関する情報の収集
 - ウ 人命救助等を要する場合の救助、避難誘導等
 - エ 傷病者の応急救護
 - オ 消火活動
 - カ 延焼状況の把握
- (2) 消防署隊到着後は、消防署隊と連携した現場活動を基本として、次の活動を行う。
 - ア 分団本部員は、現場指揮本部のもとで担当任務を処理するほか、出場団員の行動把握に努める。
 - イ 消火班は、小型ポンプ等による消火活動を行い、消防隊支援班及び安全管理班は、上席者の指揮のもとに、現場の状況に応じた必要な任務を遂行する。

(火災時の活動上の任務等)

第13条 火災時の現場活動上の任務は、別表第1のとおりとし、分団長は、次の各号に掲げる事項を団員に指示しておくものとする。

- (1) 団員としての職責を自覚し、規律保持に努めるとともに、知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (2) 災害の発生を覚知し、又は緊急事態に遭遇した場合は、団員として必要な措置をとるとと

資料 7-1 長野市消防団災害活動等に関する規程

もに、消防署等に通報すること。

- (3) 災害出動に備え、迅速かつ的確な行動がとれるように日頃から準備を整えておくこと。
- (4) 活動時は、上席者の命令に従い、統率された組織的な活動のもとに、規律厳正な活動を行うこと。
- (5) 安全確保の基本は、自己にあることを認識し、安全管理の徹底を図り、事故防止に努めること。
- (6) 建築物その他の物件の破壊は最小限とし、水損防止にも配慮すること。
- (7) 現場解散時には、出動した者のうち上席者が、活動状況、団員の受傷及び資機材の異状の有無を現場指揮本部にいる方面隊長等に報告すること。

(その他の災害現場活動)

第14条 その他の災害における現場活動は、第10条から第13条の規定を準用するものとする。

第4章 水災時の活動基準

(水災時の招集計画の樹立)

第15条 方面隊長等は、水災時における団員招集計画を樹立しておくものとする。

(参集要領)

第16条 参集時の服装は、原則として活動服、長靴、保安帽及び手袋を着用し、雨衣を携行して、次の場所に参集するものとする。

- (1) 団本部員は、団本部又は団長が指定した場所
- (2) 方面隊長等は、署隊本部又は団長が指定した場所
- (3) 団員は、分団詰所又は団長が指定した場所

(水災時の活動原則)

第17条 水災時の活動は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 方面隊長等は、署隊本部とともに現場指揮本部を開設し、参集した団員をもって、別図第1に基づく避難誘導、水防工法、救出・救護、消防隊支援及び安全管理の任務担当を指定した班編成を行い活動するものとする。
- (2) 各任務担当班長は、上席者をあて、現場指揮本部の統制に従って団員を指揮するものとする。

(水災時の活動上の任務)

第18条 水災時の活動上の任務は、別表第2のとおりとし、活動にあたっては、第13条の規定を準用するものとする。

第5章 震災時の活動基準

(震災時の招集計画の樹立)

第19条 方面隊長等は、震災時における団員招集計画を樹立しておくものとする。

資料 7-1 長野市消防団災害活動等に関する規程

(参集要領)

第20条 震災時における参集時の服装等は、原則として活動服、長靴、保安帽及び手袋を着用するとともに防火衣を持参し、次の場所に参集するものとする。

- (1) 団本部員は、団本部
- (2) 方面隊長等は、署隊本部又は団長が指定した場所
- (3) 団員は、分団詰所又は団長が指定した場所

2 参集時には、着替え、タオル、水筒、食料、ラジオ、メモ帳、筆記具及び持病薬等を努めて持参するものとする。

(震災時の活動原則)

第21条 方面隊長は、署隊本部に方面隊本部等を開設するとともに、分団単位で活動することを原則とする。

2 自己分団区域以外への出動は、警防本部長命令に基づいて団長が命ずるものとする。

(震災時の活動上の任務)

第22条 震災時の活動上の任務は、別表第3及び自動参集基準は別表第4のとおりとし、活動にあたっては、第13条の規定を準用するものとする。

(避難場所防護活動等)

第23条 震災により当該地域に、避難勧告若しくは避難指示が発令され、又は避難を要すると認められる事態となった場合は、次により活動するものとする。

- (1) 分団長は、団員を指揮し、地域住民の安全確保を行いながら指定避難場所へ誘導するとともに、自らも避難するものとする。
- (2) 団員は、ホース及び小型ポンプ等の増設並びに予備燃料等の資機材を確保するものとする。

2 避難場所到着時は、分団ごとに小型ポンプ等及び必要資器材の点検等を行い、避難場所防護体制の早期確立を図るものとする。

第6章 武力攻撃災害等の活動基準

(武力攻撃災害等の招集計画の樹立)

第24条 団長は、別に定める基準に基づき、武力攻撃災害等における団員招集計画を樹立するものとする。

(発令時及び解除時の措置)

第25条 団長は、警防本部長から緊急事態警戒本部体制又は国民保護対策本部体制に移行した場合には、第9条に規定する緊急連絡網を活用し、速やかに団員に周知するものとする。

2 団長は、警防本部長から緊急事態警戒本部体制又は国民保護対策本部体制の解除を伝達された場合は、団員に周知するものとする。

(非常招集命令)

第26条 団長は、警防本部長から非常招集を要請された場合は、団員招集計画に基づき参集場所

資料 7-1 長野市消防団災害活動等に関する規程

を指定して、非常招集命令を発令するものとする。

- 2 団員は、非常招集命令が発令された場合には、指定された場所へすみやかに参集を開始するものとする。

(参集要領)

第27条 参集時の服装は、原則として活動服、長靴、保安帽及び手袋を着用し、次の場所に参集するものとする。

- (1) 団本部員は、団本部又は団長が指定した場所
- (2) 方面隊長等は、署隊本部又は団長が指定した場所
- (3) 団員は、分団詰所又は団長が指定した場所

- 2 団長は、武力攻撃災害等の状況から参集場所を変更する必要があると判断した場合には、警防本部長と協議し、新たな参集場所を指定するものとする。
- 3 参集手段は、団長が指示した方法で参集するものとする。
- 4 参集時には、ラジオ、携帯電話等を携行するものとする。

(安全確保措置)

第28条 団長、副団長及び方面隊長等（以下「団長等」という。）は、署長又は現場指揮本部長による消防部隊の安全確保措置が実施されたことを受けて、団員に係る安全確保措置を実施し、組織的な活動を命ずるものとする。

- 2 団長等は、活動中の団員の安全を確保するため、情報連絡体制を維持し、武力攻撃災害等の推移に配慮するものとする。

(武力攻撃災害等の活動原則)

第29条 武力攻撃災害等の活動の原則は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 消火等の活動は、現有の装備及び資機材等により行うものとする。
- (2) 武力攻撃等に伴う化学剤、生物剤又は放射性物質などによる災害が発生した場合は、消防署隊の後方支援活動を行うものとする。
- (3) 団員は、市対策本部の避難実施要領に基づく住民等への警報又は緊急通報等（以下「警報等」という。）の伝達及び避難住民の誘導を行うものとする。

- 2 長野市区域以外への出動は、警防本部長の命令に基づいて団長が命ずるものとする。

(武力攻撃災害等の活動上の任務)

第30条 武力攻撃災害等における活動上の任務は、別表第5のとおりとし、活動にあたっては、第13条の規定を準用するものとする。

第7章 警戒

(警戒の実施)

第31条 団長は、災害の未然防止と災害発生時における人的、物的被害を最小限にとどめるため消防局長から要請があった場合は、警戒を実施するものとする。

- 2 団長は、前項の要請によるほか、管轄区域内の催物等の開催に伴い、災害の未然防止等に対

資料 7-1 長野市消防団災害活動等に関する規程

応するため必要があると判断した場合は、消防局長と協議のうえ分団を指定して警戒を実施するものとする。

(警戒の実施要領)

第32条 団長は、必要に応じて第4条の規定に準じて警戒本部及び分団警戒所を設置し、警戒班を編成するとともに、次の各号に配意した警戒を実施するものとする。

- (1) 警戒の目的及び重点項目を明確にすること。
- (2) 災害発生時、早期に対応できるよう必要資機材を準備すること。
- (3) 必要に応じて小型ポンプ等を移動配備すること。
- (4) 団本部等への連絡体制を確保すること。
- (5) その他団長が必要と認めた事項

第8章 訓練及び演習等

(訓練)

第33条 分団長は、所属団員に対して消防活動上必要な訓練を計画的に実施するものとする。

2 主な訓練は、招集訓練、機械器具取扱訓練、操縦訓練、放水訓練及び水防訓練等とする。

(演習)

第34条 分団長は、訓練の成果を確認するため、総合的に消防演習を実施するものとする。

(予防活動)

第35条 分団長は、管内住民の火災予防の普及啓発に努めるとともに、災害時要援護者の把握と支援に努めるものとする。

(地域との連携)

第36条 分団長は、管内の自主防災組織と連携し、防災訓練等の地域防災態勢の強化に努めるものとする。

第9章 安全確保対策等

(安全確保対策)

第37条 団長は、別に定める安全確保対策について団員に徹底するとともに、消防団活動中の事故防止の徹底を図るものとする。

(補則)

第38条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、団長が別に定める。

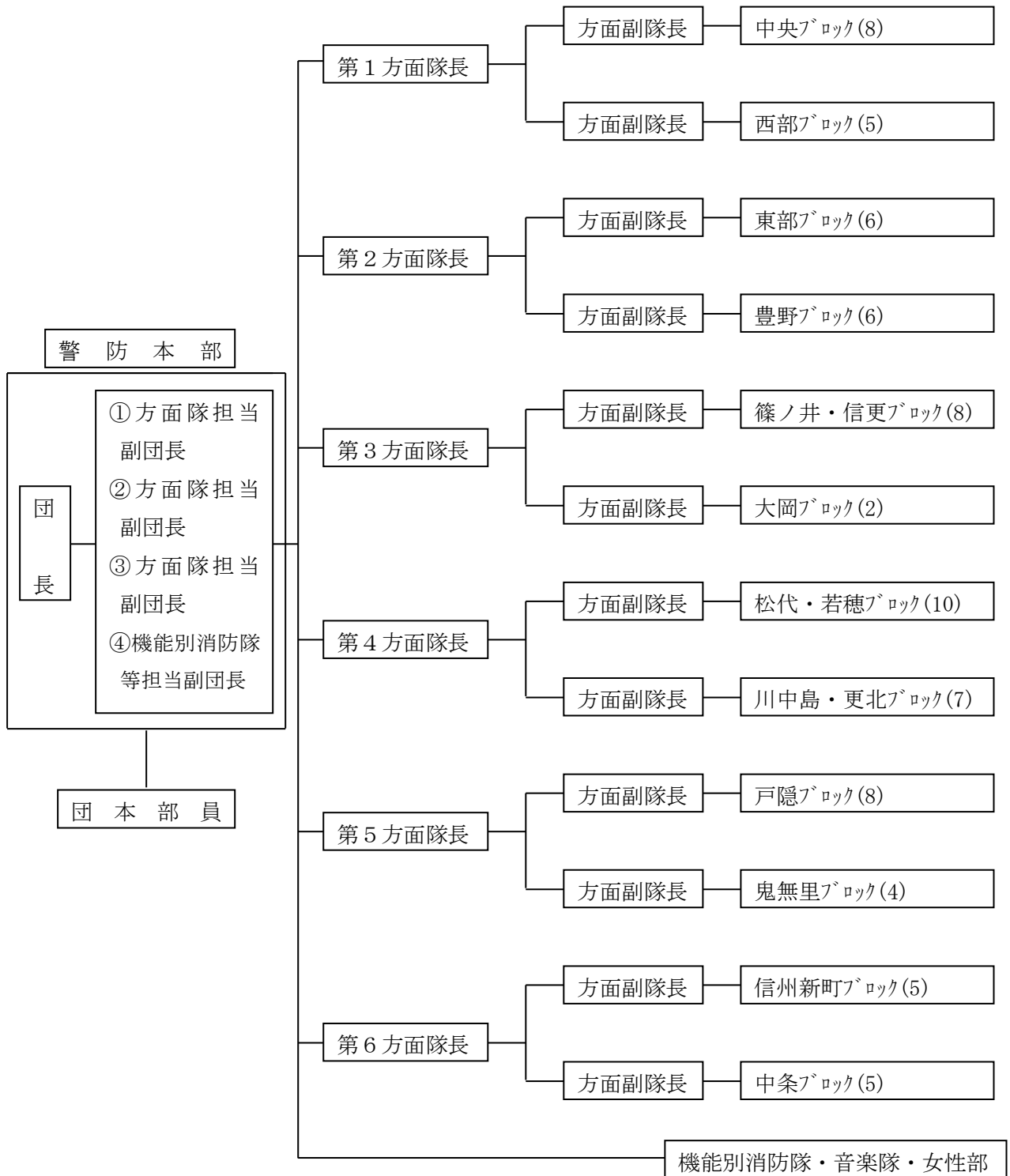
附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別図 1 (第 3 条関係)

災害活動体制図

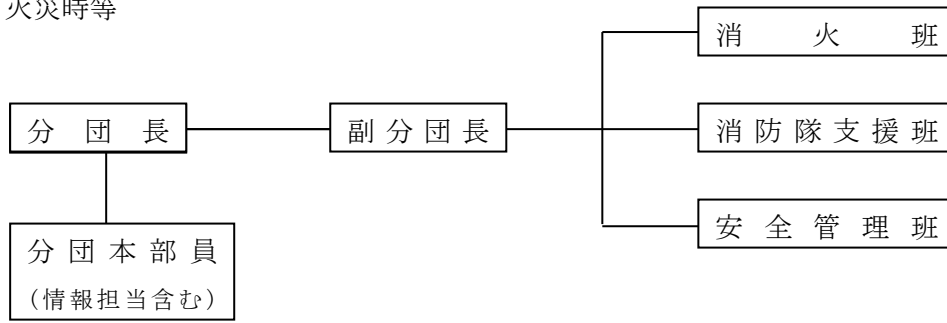
1 団本部



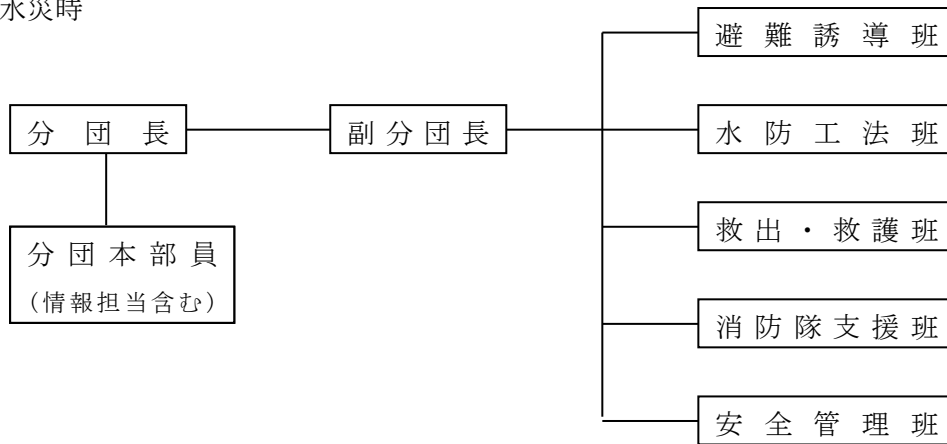
()は、分団数を示す。

2 分団

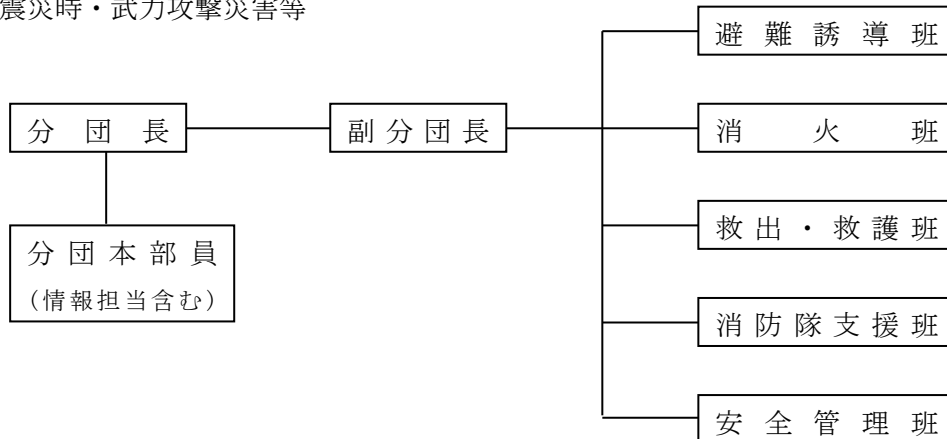
(1) 火災時等



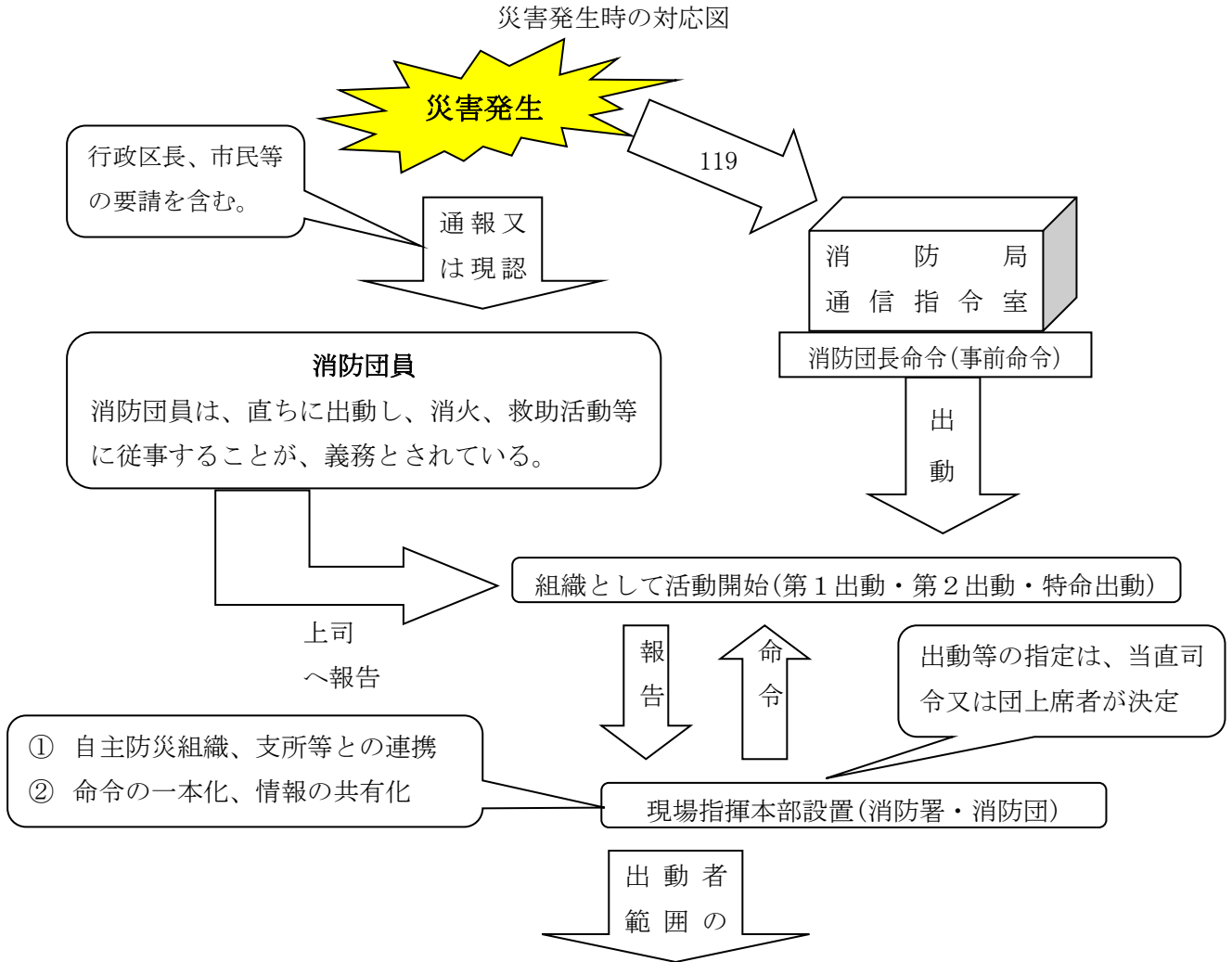
(2) 水災時



(3) 震災時・武力攻撃災害等



別図 2 (第 3 条関係)



災害等の発生状況による指揮権移行表

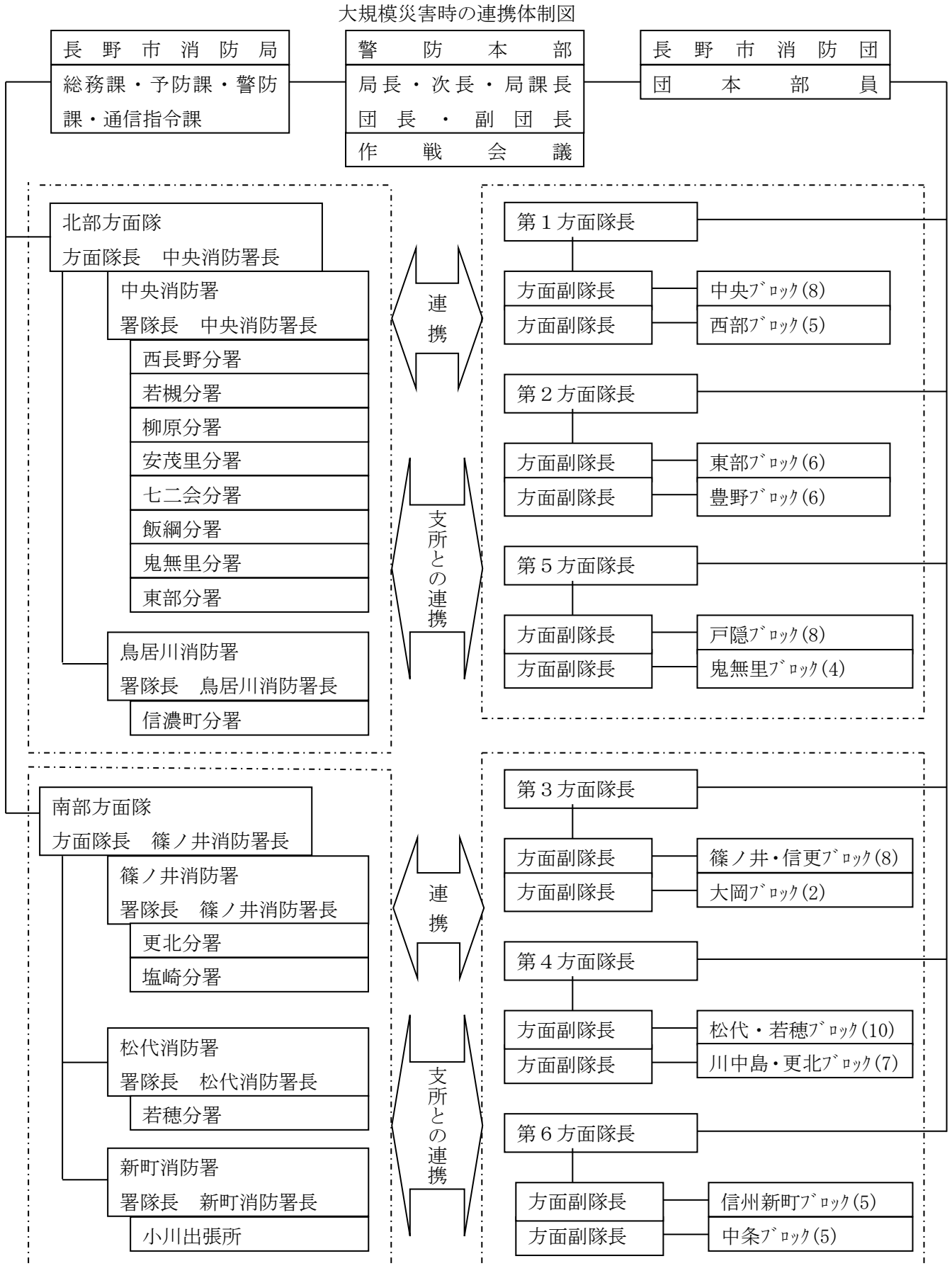
	現場指揮本部			警防本部	
	分団長	方面副隊長	方面隊長	副団長	団長
一般火災(第1出動)	○	○			
炎上火災(第2出動)	○	○	○		
大規模火災(特命出動)	○	○	○	○	○
小規模な水害等	○				
広範囲(ブロック内)な水害等	○	○	○		
市内全域にわたる水害等	○	○	○	○	○
震災、武力攻撃災害等	○	○	○	○	○

※○印は、出動者の範囲

消防組織法第 18 条第 3 項(一部略)

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

別図3 (第3条関係)



※方面隊長等は、原則として署隊本部(又は分署)に配備するとともに、団員を支所等へ派遣すること。
別表第1(第13条関係)

資料 7-1 長野市消防団災害活動等に関する規程

火災時の活動上の任務

指揮者	担当	平常時の業務	火災現場活動上の任務等
団長	副団長 団本部員	<ol style="list-style-type: none"> 1 担当方面隊区域の消防水利等の把握に関すること。 2 担当方面隊区域の消防事象の把握に関すること。 3 担当方面隊の構成人員及び消防戦力の把握に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の指揮統制に関すること。 2 担当方面隊区域の火災出動に関すること。 3 警防本部長から命令の伝達に関すること。 4 消防団の活動状況の把握に関すること。 5 出動した団員の把握に関すること。 6 現場指揮本部運営の支援に関すること。 7 機能別消防隊の活動に関すること。 8 その他団長が指示する事項
方面隊長・方面副隊長・分団長	副分団長 分団本部員	<ol style="list-style-type: none"> 1 分団区域内の消防事象の把握に関すること。 2 自己の出場区域内の地水利等の確認に関すること。 3 事前計画の研究等に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 分団の指揮統制に関すること。 2 出動した分団員の把握に関すること。 3 団本部との連絡調整に関すること。 4 団本部からの命令の伝達に関すること。 5 分団の活動状況の把握及び団長に対する報告に関すること。 6 現場指揮本部運営の支援に関すること。 7 その他消防活動上必要な任務に関すること。
	消火班	<ol style="list-style-type: none"> 4 自己任務の確認に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型ポンプ等による消火又は消防署隊と連携した消火活動の実施に関すること。 2 消火、救助及び避難誘導に関すること。 3 補水及び排水に関すること。 4 飛火警戒に関すること。
	消防隊支援班		<ol style="list-style-type: none"> 1 消防隊の支援に関すること。 2 傷病者の応急救護に関すること。 3 分団本部及び消防署隊からの下命事項に関すること。 4 情報収集及び報告に関すること。 5 伝令等に関すること。
	安全管理班		<ol style="list-style-type: none"> 1 消防警戒区域の設定に関すること。 2 群衆の整理に関すること。 3 団員の安全管理に関すること。

資料 7-1 長野市消防団災害活動等に関する規程

別表第 2 (第18条関係)

水災時の活動上の任務

指揮者	担当	任 務 内 容
団 長	副 団 長 団 本 部 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の指揮統制に関する事。 2 現場指揮に関する事。 3 署隊本部の指示及び命令の伝達に関する事。 4 署隊本部との連絡調整及び報告に関する事。 5 応援要請及び応援隊の派遣に関する事。 6 団員の参集状況の把握に関する事。 7 水災時における任務班の編成に関する事。 8 分団の活動状況の把握に関する事。 9 被害状況等の把握に関する事。 10 活動の記録に関する事。 11 団員の給食、給水等に関する事。 12 機能別消防隊の活動に関する事。 13 庶務事務に関する事。 14 その他団長が指示する事項
方面隊長・ 方面副隊長・ 分団長	副 分 団 長 分 団 本 部 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場指揮本部運営の支援に関する事。 2 署・支所等への派遣分団員との連絡調整に関する事。 3 分団員の参集状況の把握に関する事。 4 分団区域内の被害状況の把握に関する事。 5 分団の指揮及び被害状況の把握に関する事。 6 消防署隊との連絡調整に関する事。 7 団本部からの指示及び命令の処理に関する事。 8 団本部への収集情報の報告に関する事。 9 分団員の給食、給水等に関する事。
	避 難 誘 導 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関する事。 2 情報収集に関する事。
	水 防 工 法 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防工法活動に関する事。 2 水防用資器材に関する事。 3 水防施設物等の監視警戒に関する事。
	救 出 ・ 救 護 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出・救護活動に関する事。 2 救急隊の支援に関する事。
	消 防 隊 支 援 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防署隊の支援に関する事。 2 後方支援に関する事。
	安 全 管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 団本部及び各任務班間の伝令に関する事。 2 警戒区域の設定に関する事。 3 団員の安全管理に関する事。

別表第 3 (第22条関係)

震災時の活動上の任務

指揮者	担当	任 務 内 容
団 長	副 団 長 団 本 部 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の指揮統制に関すること。 2 現場指揮に関すること。 3 警防本部の指示及び命令の伝達に関すること。 4 署隊本部との連絡調整及び報告に関すること。 5 応援要請及び応援隊の派遣に関すること。 6 団員の参集状況の把握に関すること。 7 分団の活動状況の把握に関すること。 8 被害状況等の把握に関すること。 9 活動の記録に関すること。 10 団員の家族等の被災状況の把握と報告に関すること。 11 駆けつけ等による通報者等の対応に関すること。 12 団員の給食、給水等に関すること。 13 資器材等の調達に関すること。 14 機能別消防隊の活動に関すること。 15 庶務事務に関すること。 16 その他団長が指示する事項
方 面 隊 長 ・ 方 面 副 隊 長 ・ 分 団 長	副 分 団 長 分 団 本 部 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 署・支所等への派遣分団員との連絡調整に関すること。 2 分団員の参集状況の把握に関すること。 3 分団区域内の被害状況の把握に関すること。 4 分団の指揮及び被害状況の把握に関すること。 5 団本部からの指示及び命令の処理に関すること。 6 団本部への収集情報の報告に関すること。 7 被災状況に応じた任務班の再編成に関すること。 8 分団員の給食、給水等に関すること。 9 駆け込み等による通報者の対応に関すること。
	避 難 誘 導 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関すること。 2 二次災害の発生危険が極めて高い地域の住民に対して、避難の呼びかけに関すること。
	消 火 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 担当区域内の消火活動に関すること。 2 消防署隊と連携した消火活動に関すること。 3 延焼防止後における残火処理に関すること。 4 延焼阻止線（避難道路確保）の設定に関すること。 5 避難場所の防護に関すること。 6 小型ポンプ等による遠距離中継送水に関すること。 7 消防水利への補水に関すること。 8 応援活動に関すること。 9 自主防災組織等の消火指導に関すること。
	救 出 ・ 救 護 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出・救護活動に関すること。 2 救急隊の支援に関すること。
	消 防 隊 支 援 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防署隊の支援活動に関すること。 2 消防署隊支援解除後、新たに付与された任務の遂行に関すること。
	安 全 管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 団本部及び各任務班間の伝令に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 団員の安全管理に関すること。

資料 7-1 長野市消防団災害活動等に関する規程

別表第 4 (第22条関係)

自動参集基準

区分	発令基準	配備人員
警戒配備 (第一配備態勢)	気象庁において東海地震注意情報が発表されたとき	方面隊長以上
配備態勢 (第二配備態勢)	1 気象庁において東海地震予知情報が発表されたとき 2 気象庁の発表で市内に震度 5 弱の地震が発生したとき	分団長以上
非常配備態勢 (第三配備態勢)	気象庁の発表で市内に震度 5 強以上の地震が発生したとき	全団員

別表第 5 (第30条関係)

武力攻撃災害等の活動上の任務

指揮者	担当	任 務 内 容
団 長	副 団 長 団 本 部 員	1 別表第 3 の震災時の活動上の任務に関する事 2 警報等の伝達における関係者への協力に関する事 3 緊急事態警戒本部体制又は国民保護対策本部体制の発令及び解除の周知に関する事 4 非常招集命令の伝達に関する事 5 避難住民の誘導における関係者への協力に関する事 6 参集場所の指定に関する事 7 その他団長が指示する事項
方面隊長・方面副隊長・分団長	副 分 団 長 分 団 本 部 員	1 別表第 3 の震災時の活動上の任務に関する事 2 警報等の伝達時の関係者への協力に関する事 3 緊急事態警戒本部体制又は国民保護対策本部体制の発令及び解除の周知に関する事 4 非常招集命令の伝達に関する事 5 団本部及び参集場所の変更の周知に関する事 6 避難誘導班の編成に関する事 7 避難住民の誘導時の関係者への協力に関する事
	避 難 誘 導 班 消 火 班 救 出 ・ 救 護 班 消 防 隊 支 援 班 安 全 管 理 班	1 別表第 3 の震災時の活動上の任務に関する事 2 警報等の伝達時の地区への協力に関する事 3 避難住民の誘導時の地区への協力に関する事

長野県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

- 2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。
- 3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

- 2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

資料 7-2 長野県消防相互応援協定

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞しゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
 - イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
 - ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
 - エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
 - オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費
- (3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

資料 7-2 長野県消防相互応援協定

別表

地 域 区 分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

長野県消防相互応援協定実施細則

(主旨)

第1 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この実施細則において使用する用語は、協定において使用する用語の例による。

(応援隊の名称)

第3 協定に基づき活動する応援隊の総称は、県消防相互応援隊とする。

(地域代表消防機関の任務等)

第4 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該ブロック内の被害情報の収集及び集約に関すること。
- (2) 代表消防機関及び当該ブロック内市町村等との連絡調整に関すること。
- (3) 当該ブロック内の県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
- (4) その他必要な事項

2 地域代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

(代表消防機関の任務等)

第5 代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県内の被害情報の収集及び集約に関すること。
- (2) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整に関すること。
- (3) 県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊要請時の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項

2 代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、地域代表消防機関がその任務を代行するものとする。

(県消防相互応援隊の編成)

第6 複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の隊編成は、地域代表消防機関又は代表消防機関が行うものとする。

2 県消防相互応援隊は、応援要請に迅速に対応するため、原則として当直隊をもって編成するものとする。

(県消防相互応援隊の指揮)

第7 複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の指揮は、緊急消防援助隊長長野県隊応援等実施計画（平成24年3月23日施行）の規定を準用するものとする。

(応援要請)

第8 協定第5条に規定する応援要請を行う要請側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡し、事後、別に定める様式を送付するものとする。

- (1) 災害の状況、発生場所及び被害状況

- (2) 必要な県消防相互応援隊の隊数、資機材等
 - (3) 県消防相互応援隊の集結場所
 - (4) 県消防相互応援隊の活動範囲及び任務
 - (5) 使用無線周波数
 - (6) 安全管理上の注意事項
 - (7) その他必要と思われる事項
- 2 協定第5条2号に規定する地域応援要請は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。
 - 3 協定第5条3号に規定する全県応援要請は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(県消防相互応援隊の派遣)

- 第9 協定第6条に基づき県消防相互応援隊を派遣する応援側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、要請側の長に対して速やかに連絡し、事後、別に定める様式を送付するものとする。
- (1) 指揮者職氏名
 - (2) 派遣人員
 - (3) 派遣車両
 - (4) 資機材等の種別及び数量
 - (5) 出発時刻及び到着予定時刻
- 2 協定第5条2号に規定する地域応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。
 - 3 協定第5条3号に規定する全県応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援隊の誘導等)

- 第10 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の集結場所に誘導員を派遣して応援活動上必要な情報の提供、資機材の貸与等を行うとともに、県消防相互応援隊の誘導に努めるものとする。

(自主応援)

- 第11 市町村等の消防長は、自主応援が必要と判断した場合、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対して、自主応援の要否を確認するものとする。
- 2 地域代表消防機関は、情報収集又は被災地消防本部の応援のために必要と判断した場合、当該ブロック内の消防本部に対して、自主応援を要請することができるものとする。
 - 3 地域代表消防機関は、当該ブロックから自主応援を行う場合、被災地消防本部、被災地消防本部の属するブロックの地域代表消防機関及び代表消防機関に対して連絡するものとする。

(応援要請の解除)

- 第12 要請側の長は、県消防相互応援隊の要請解除を決定した場合、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡し、事後、別に定める様式を送付するものとする。

(活動結果報告)

- 第13 応援側の長は、応援活動終了後、別に定める様式により、要請側の長に対して速やかに活動報告を行うものとする。
- 2 要請側の消防長は、応援活動終了後、別に定める様式により、応援側の消防長、応援側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに災害等の概要を報告するものとする。

資料 7-3 長野県消防相互応援協定実施細則

(応援経費等の負担)

第 14 協定第 8 条第 2 号に定める要請側の負担する経費のうち、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費については、応援側の負担とする。

2 協定第 8 条第 2 号ア及びイに定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第 15 この実施細則に定めない事項又はこの実施細則について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この実施細則は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。

2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附 則 (平成 18 年 9 月 1 日)

この実施細則は、同意の日から施行し、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 4 月 8 日)

この実施細則は、同意の日から施行し、平成 27 年 4 月 8 日から適用する。